

平成 29 年 7 月 27 日 (木)
厚生労働省青森労働局発表

【担当】
青森労働局労働基準部監督課
課長 長澤 篤
地方労働基準監察監督官 八木澤 朋宏
青森市新町 2-4-25
青森合同庁舎 2 階
電話 017-734-4112

報道関係者 各位

平成 28 年の定期監督等の実施結果を公表します

～定期監督等を実施した事業場の 7 割以上に法違反～

青森労働局（局長 ^{かたふち ひろふみ} 片淵 仁文）は、平成 28 年（平成 28 年 1 月～平成 28 年 12 月）に、県内の 6 つの労働基準監督署において実施した定期監督等（※）の結果について、以下のとおり取りまとめました。

今後とも、労働条件等に問題があると考えられる事業場に対して監督指導を実施し、認められた労働基準関係法令違反等については是正改善が図られるよう指導します。また、法令違反を繰り返すなど悪質な事業主に対しては、司法処分（送検）を含めて厳正に対処します。

※ 定期監督等とは、各種の情報、労働災害の報告、過去の監督指導結果等を契機として、労働基準監督官が事業場に対して実施する立入調査のこと。

【青森労働局における平成 28 年定期監督等概要】

1 実施件数 1,537 件 【表 1】

＜業種別＞ ①建設業 622 件 ②製造業 370 件 ③商業 189 件

- ・ ①の建設業については、労働災害防止の観点から、7 月から 9 月を強化期間として、建設工事現場への集中的な監督指導を実施した（実施件数 319 件）。

2 違反件数 1,148 件 【表 1、2】

＜内容別＞ ①安全基準 424 件 ②労働時間 300 件 ③健康診断 265 件

- ・ ①について、高さが 2 メートル以上の高所において、作業床の端に墜落防止のための手すりを設置することなく、その付近で労働者に作業を行わせていたなどのケースが認められた。
- ・ ②について、時間外労働に関する協定（36 協定）の締結・届出がないにもかかわらず、労働者に時間外労働を行わせていたなどのケースが認められた。

3 違反率 74.7% 【表 1】

＜業種別＞ ①運輸交通業 82.5% ②保健衛生業 78.3% ③建設業 77.0%

- ・ 業種別の違反率は、年間 50 件以上の定期監督等を実施したもののうち、違反率が高いものを記載した。

【表1】定期監督等の実施件数・違反件数（平成28年）

業種	実施件数	違反件数	違反率
製造業	370	274	74.1
鉱業	1	1	100.0
建設業	622	479	77.0
運輸交通業	57	47	82.5
貨物取扱業	1	1	100.0
工業的業種小計	1,051	802	76.3
農林業	15	12	80.0
畜産・水産業	7	3	42.9
商業	189	131	69.3
金融広告業	4	4	100.0
映画・演劇業	0	0	0.0
通信業	1	0	0.0
教育研究業	19	17	89.5
保健衛生業	92	72	78.3
接客娯楽業	91	58	63.7
清掃・と畜業	26	21	80.8
官公署	0	0	0.0
その他の事業	42	28	66.7
非工業的業種小計	486	346	71.2
合計	1,537	1,148	74.7

【表2】定期監督等における主要な法違反条文

○労働基準法違反

	15条 労働条件の明示	24条 賃金不払	32、40条 労働時間	34条 休憩	35条 休日	37条 割増賃金	89条 就業規則	107条 労働者名簿	108条 賃金台帳
平成28年	182	69	300	26	36	209	93	43	199

○労働安全衛生法違反

	10～19条 (13、14、16条除く) 安全衛生管理体制	14条 作業主任者	20～25条 安全基準	20～25条 衛生基準	30、31条 特定元方事業者・注文者	45条 定期自主検査	59、60条 安全衛生教育	61条 就業制限	65条 作業環境測定	66条 健康診断
平成28年	109	101	424	112	89	93	22	16	35	265

【表2：補足】 法違反の事例

○労働基準法違反

第15条 ＜労働条件の明示＞	労働者を雇い入れる際に、賃金額及び支払方法並びに所定労働時間などの法定事項について書面を交付していないもの。 書面を交付しているが、法定事項が不足しているもの。
第32条 ＜労働時間＞	時間外労働に関する協定（36協定）の締結・届出がないにもかかわらず、労働者に法定労働時間を超えて時間外労働を行わせているもの。 協定の締結・届出はあるものの、協定で定めた時間外労働の限度時間を超えて時間外労働を行わせているもの。
第37条 ＜時間外労働、休日及び深夜労働の割増賃金＞	時間外労働を行わせているにもかかわらず、法定の割増賃金（通常の賃金の2割5分以上）を支払っていないもの。
第89条 ＜就業規則の作成など＞	常時使用する労働者が10人以上いるにもかかわらず、就業規則の作成・届出がないもの。

○労働安全衛生法違反

第10～19条 （13、14、16条除く） ＜安全衛生管理体制＞	常時使用する労働者が50人以上いるにもかかわらず、衛生管理者を選任していないもの。
第14条 ＜作業主任者＞	高さ5メートル以上の構造の足場の組立て作業を行わせるに当たり、法令の定める足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、足場の組立て等作業主任者を選任していなかったもの。
第20～第25条 ＜機械・設備等の危険防止措置に関する安全基準＞	高さが2メートル以上の高所において、作業床の端に墜落防止のための手すりを設置することなく、その付近で労働者に作業を行わせていたもの。
第45条 ＜定期自主検査＞	フォークリフトについて、1年以内ごとに1回、定期的に自主検査を行っていないかったもの。
第66条 ＜健康診断＞	常時使用する労働者に対して、1年以内ごとに1回、定期健康診断を実施していないもの。 健康診断の結果に基づき、有所見者の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聞いていないもの。